

経営事項審査の手引き

令和6年1月改定版

前回からの主な変更点

- 技術職員の資格コードを更新(1・2級施工管理技士補の追加など)
- 雇用保険加入及び健康保険・厚生年金の確認書類を整理
- その他文言修正

○この手引きは、宮城県知事許可業者を対象にしたものです。他の都道府県又は国土交通大臣許可業者の経営事項審査については、各都道府県又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。

○この手引きの作成時以降に、申請に係る制度や取扱いの変更、その他記載内容の変更があった場合には、土木部事業管理課のホームページでお知らせいたします。申請の前に、ホームページも併せて御確認ください。

○特殊経審(合併時経審, 分割時経審, 譲渡時経審等)の際は、事前に土木部事業管理課まで御相談ください。

○経営事項審査の結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、**申請受付後1か月程度で発送します。**有効期間が継続するよう、結果通知日から逆算して経営事項審査の申請手続きを終えてください。**提出書類に不足があり審査できない状態の申請は、次回審査日まで受付を延期することがあります。なお、結果通知までの期間の短縮には一切応じられませんので、予め御了承ください。**

宮城県土木部事業管理課

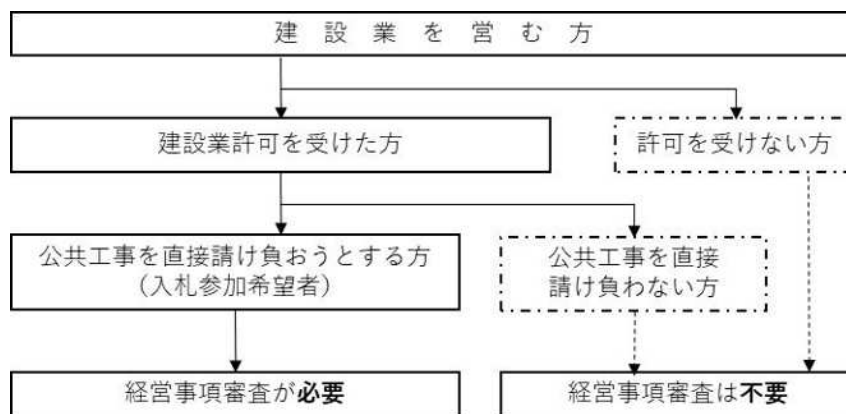
目次

I.	経営事項審査とは	1
II.	経審の審査基準日・有効期間について	1
III.	申請手順について	2
1.	決算変更届の提出	3
2.	経営状況分析の実施	3
3.	経営事項審査の申込	4
4.	申請書類の郵送	5
5.	結果通知	5
6.	審査手数料について	6
IV.	申請関係書類	7
1.	必ず提出するもの	7
2.	必要があれば提出するもの	7
V.	申請書の作成と確認書類	8
1.	規則様式第25号の14	8
2.	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）	12
3.	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）関係	14
4.	技術職員名簿（別紙二）	22
VI.	行政書士による代理申請について	25
VII.	経審の受審が必要な建設工事の発注機関一覧表	27
[資料編]		28
	経営事項審査受審申込票	29
	提出書類チェックリスト	30
	経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票	34
	規則様式第二十五号の十四	35
	工事種類別（元請）完成工事高（別紙一）	37
	直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）	38
	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）	39
	CPD単位算出補助表	40
	技能者名簿	42
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書	43
	防災協定加入証明書	45
	防災協定一覧	46
	経理処理の適正を確認した旨の書類	49
	建設機械の保有状況一覧表	55
	技術職員名簿（別紙二）	56
	業種・技術職員資格区分コード表	57
	実務経験証明書	62
	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	63

I. 経営事項審査とは

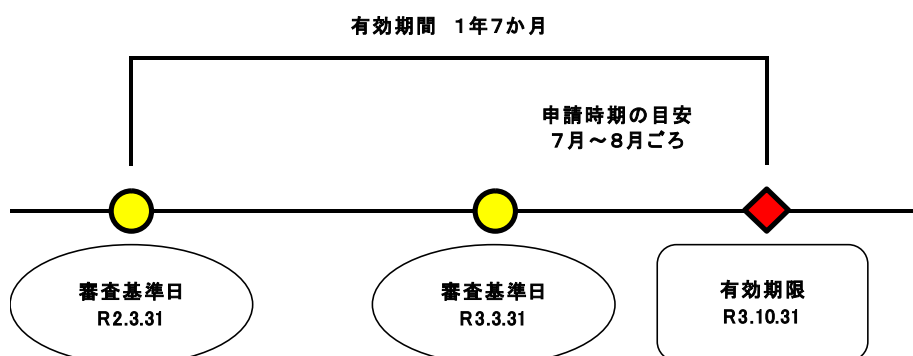
経営事項審査（以下「経審」という。）とは、建設業法で定められた建設業者の経営規模、経営状況の分析などの客観的事項について行われる企業評価制度です。国、特殊法人等又は地方公共団体の発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者の方は、必ず主たる営業所のある都道府県に申請を行わなければなりません。（建設業法第27条の23第1項）

なお、公共工事を直接請け負うことのない建設業者の方や、公共工事入札への参加を希望しない建設業者の方は、必ずしも経審を受ける必要はありません。



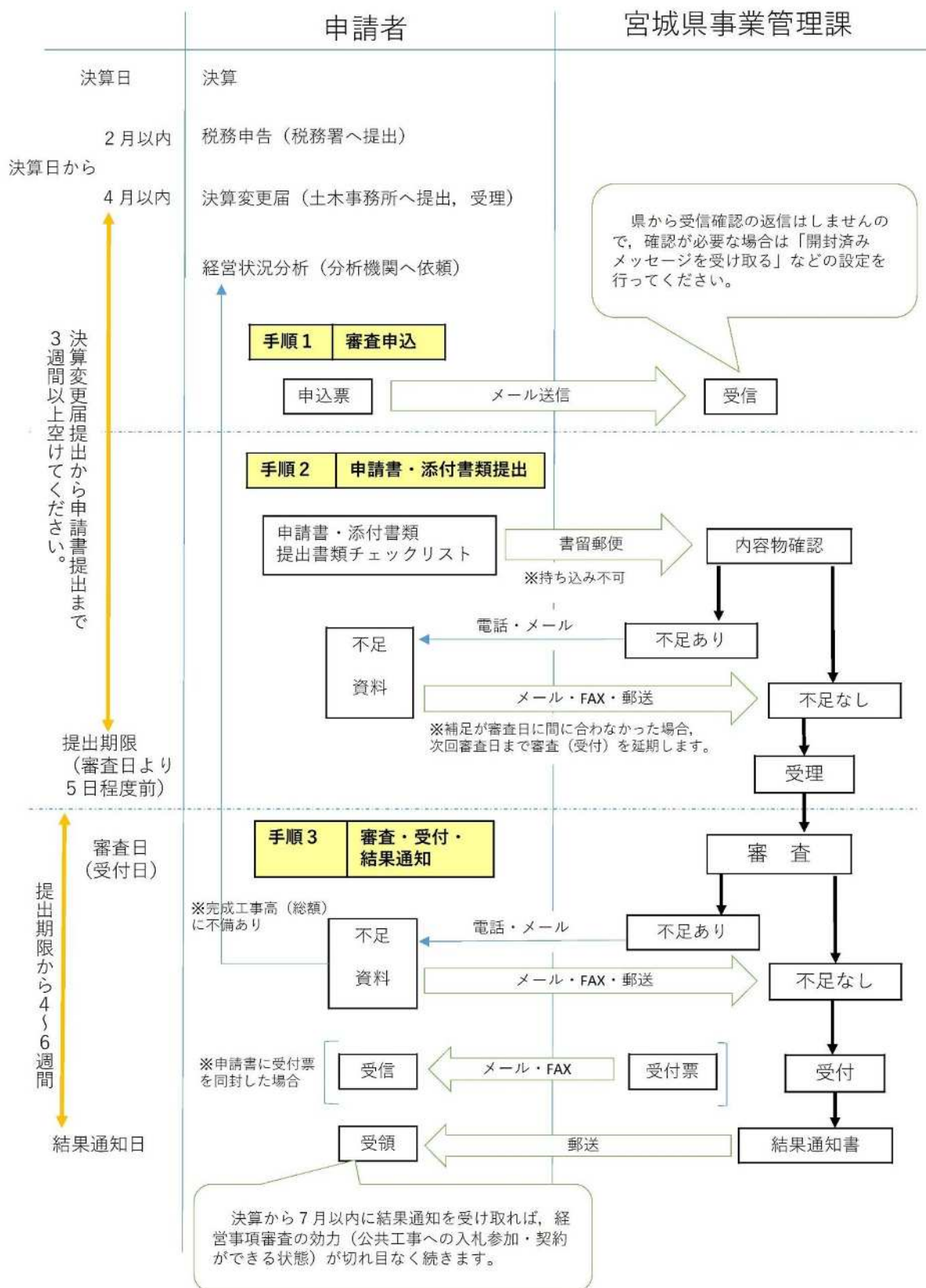
II. 経審の審査基準日・有効期間について

経審の有効期間は、審査基準日（決算日）から1年7か月（19か月）です。したがって、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする場合には、毎年定期的に経審を受けることが必要になります。
(例) 令和2年3月31日審査基準日の場合（有効期限は令和3年10月31日まで）



III. 申請手順について

経営事項審査の申請・審査の流れ



1. 決算変更届の提出

決算後4か月以内に、営業所が所在する市町村を所管する土木事務所（10ページ参照）に「決算変更届出書」を提出してください。

※ 財務諸表に関する消費税等の会計処理は「税抜方式」としてください。ただし、免税事業者にあっては「税込方式」で取り扱います。

2. 経営状況分析の実施

経営状況分析申請書を下記の登録経営状況分析機関に提出してください。申請手続については、各登録分析機関へお問い合わせください。

※ 最新の経営状況分析機関については、国土交通省ホームページを御確認ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

登録経営状況分析機関一覧【令和6年1月時点】

登録番号	名 称	所 在 地 ・ 電 話 番 号
1	(一財) 建設業情報管理センター http://www.ciic.or.jp/	東日本支部（北海道・東北地区） 〒104-0045 東京都中央区築地2-11-24 TEL：03-5565-6194
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ http://www.m-d-r.jp/	〒860-0078 熊本県熊本市中央区京町2-2-37 TEL：096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株) http://www.wise-pds.jp/	〒380-0815 長野県長野市田町2120-1 TEL：026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター http://www.kyusyukeiei-bunseki.com/	〒850-0025 長崎県長崎市今博多町22 TEL：095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター http://www.hmic.co.jp/	〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1 TEL：011-820-6111
8	(株) ネットコア http://www.netcore.co.jp/	〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田2-5-24 TEL：028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター http://www.mfac.co.jp/	〒143-0016 東京都大田区大森西3-31-8 TEL：03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本 (株) http://www.kjbc.co.jp/	〒755-0036 山口県宇部市北琴芝1-6-10 TEL：0836-38-3781
11	(株) NKB http://www1.bbq.jp/nkbhp/	〒802-0011 福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12 TEL：093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター http://www.ciac.jp/	〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-17-6 TEL：042-505-7533

3. 経営事項審査の申込

- ・ [宮城県ホームページ](#)で審査日程を確認し、[経営事項審査受審申込票](#)（29ページ参照）に提出書類送付予定年月日等の必要事項を記入して、宮城県土木部事業管理課(keishinyoyaku@pref.miyagi.lg.jp)宛て電子メールで送信してください。（電話・FAXでの予約はできません。）
- ・ [県から申込受理の返信はしません。確認が必要な場合は電子メール送信時に「開封確認の要求」の設定を行ってください。](#)
- ・ 申込みが各審査日の最大受付件数に達した場合は、受付を締め切ります。特に、7月から翌年1月の申請は大変混み合いますので、有効期間に余裕をもって申し込み願います。また、月末の審査日が混み合う傾向にありますので、各月の上～中旬の審査日もご検討ください。
- ・ [申請書の提出は、土木事務所に決算変更届を提出し、受理されてから3週間以上期間が空くように申込してください。審査に決算変更届を使用するため、それ以前に申請しても審査を行うことができません。](#)
- ・ 経営状況分析結果通知書が確実に届く期間を見込んで提出時期を設定してください。
- ・ 経営事項審査受審申込票の記載事項は、作業量を見込むために必要な項目です。若干の誤差が生じても差し支えありませんので、必ず全ての事項を記入してください。
- ・ 特殊経審（合併時経審、分割時経審、譲渡時経審等）の際は、事前に御相談ください。

電子申請はじまっています！

電子申請の方法は別冊「電子申請用 補足版」を参照してください。

4. 申請書類の郵送

申請書及び申請事項確認書類**1部**を提出書類チェックリスト(30-33ページ参照)の順に並べ、確認書類については、経営状況分析結果通知書及び納税証明書は、必ず原本を提出し、他の書類は写しを次の宛先へ**書留郵便**で郵送してください

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8-1

(郵便番号を記入すれば住所を書かなくても届きます)

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

(「経営事項審査申請書類在中」と明記してください)

- ※ 申請書の受付確認が必要な場合は、申請受付票(34ページ参照)を同封してください。審査終了後、受付印を押印し、FAXで送信します。
- ※ 審査手数料(収入証紙)を送るため、申請書の郵送には書留郵便の使用を厳守してください。郵送途中で所在不明になるなど、県で受取を確認できない場合、審査手数料の賠償等の責任は一切負いかねます。また、直接の持ち込みも御遠慮ください。
- ※ 確認資料が大量の場合は、確認資料のみ宅配事業者等を利用し別送しても差し支えありません。その際は、確認資料を別送する旨のメモ等を申請関係書類に同封してください。
- ※ 確認書類に不足がある場合、申請書の受付を次回審査まで保留する場合があります。このとき、結果通知日も受付日に対応する日に繰り延べになります。

経審の申請において、完成工事高の水増し、確認書類の改ざんなど、虚偽の申請や虚偽の報告があった場合、営業停止などの行政処分のほか、罰則があります。

(建設業法第50条ほか)

5. 結果通知

結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、申請後1か月程度で発送します。経営事項審査の効力が切れ目なく続くようにするためには、遅くとも決算後6か月以内に申請手続を終えてください。なお、結果通知までの期間の短縮には一切応じられません。

- ※ 結果通知書を申請者あてに郵送する場合は、返信用封筒は不要です。

6. 審査手数料について

「宮城県収入証紙」を収入証紙貼付用紙に貼付し、申請書に同封してください。

経営規模等評価手数料	8,100円	+ 1業種につき	2,300円
総合評定値通知手数料	400円	+ 1業種につき	200円

【審査手数料早見表】

業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計	業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計	業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計
1	11,000円	1 1	36,000円	2 1	61,000円
2	13,500円	1 2	38,500円	2 2	63,500円
3	16,000円	1 3	41,000円	2 3	66,000円
4	18,500円	1 4	43,500円	2 4	68,500円
5	21,000円	1 5	46,000円	2 5	71,000円
6	23,500円	1 6	48,500円	2 6	73,500円
7	26,000円	1 7	51,000円	2 7	76,000円
8	28,500円	1 8	53,500円	2 8	78,500円
9	31,000円	1 9	56,000円	2 9	81,000円
1 0	33,500円	2 0	58,500円		

IV. 申請関係書類

1. 必ず提出するもの

- 提出書類チェックリスト
- 収入証紙貼付用紙
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（建設業法施行規則別記様式（以下「規則様式」という。）第25号の14）1枚目、2枚目（35－36ページ参照）
- 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）（37ページ参照）
- その他の審査項目（社会性等）（別紙三）（39ページ参照）
- 技術職員名簿（別紙二）（56ページ参照）
- 経営状況分析結果通知書（規則様式第25号の13）【原本】
- 課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書第一表
- 消費税納税証明書（その1）【原本】

【免税事業者の場合】

当期事業年度が2期まで ⇒ 法人設立等届出書・事業開始等届出書
（県税事務所に提出したもの）

当期事業年度が3期以降 ⇒ 申告額の欄に「無」と記載された納税証明書（その1）

※ 税務署に「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出した場合は、当該届出書を確認書類とすることも可能です。

※ 直近3期中に免税期と課税期が混在する場合の規則様式第三号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」は、免税期は税込、課税期は税抜で記載する必要があります。

2. 必要があれば提出するもの

- 建設機械の保有状況一覧表（別表1）（55ページ参照）
- CPD単位算出補助表（40－41ページ参照）
- 技能者名簿（42ページ参照）
- 委任状（行政書士が代理申請する場合）（25－26ページ参照）
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票（34ページ参照）
（代理人が複数件を一括して提出する場合は、1枚にまとめること）

V. 申請書の作成と確認書類

1. 規則様式第25号の14

- ・ 申請年月日は、審査年月日を記入してください。(又は空欄)
- ・ 表題・宛名は不要なものに取り消し線を引いてください。
- ・ 「申請者」の欄は、申請者のほか行政書士等の代理人が申請書および添付書類を作成した場合には、代理人の氏名も併記し、押印してください。その場合には委任状の添付が必要です。(25ページ参照) 申請者本人が申請する場合は、押印不要です。
- ・ 太線の枠内は記入しないでください。
- ・ □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入してください。
数字は、□1□2のように右詰め、文字は、□(株)宮城県建設□□のように左詰めで濁音又は半濁音を表す文字については、ギ又はパのように1文字として扱ってください。

【02】 申請時の許可番号

知事コードは□0□4と記入し、以下許可番号、許可年月日を記入してください。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください。

【03】 前回の申請時の許可番号

前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入してください。

【04】 審査基準日

審査対象の事業年度の終了日(決算日)を記入してください。

【05】 申請等の区分

次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。通常は「1」

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

【06】 処理の区分

左欄は、次の表の該当するコードを記入してください。通常は「00」

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

右欄は、下記に該当する場合のみコードを入力してください。通常は空白

10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

【07】 資本金額又は出資総額

法人のみ記入してください。

経営状況分析を単独決算で受審した場合は、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」を記入してください。経営状況分析を連結で受審している場合は、財務諸表の資本金の額を記入してください。

なお、経審の評点には影響しません。

【08, 09, 10, 11】 商号又は名称とフリガナ、代表者氏名とフリガナ

代表者氏名とフリガナは、性と名の間を1カラム空けてください。

株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないでください。

法人の種類を表す文字については、次の表の略号を用いて記入してください。

(例 株宮城県建設
宮城県建設有)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

【12】 主たる営業所の所在地市区町村コード

主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入してください。

仙台土木		大河原土木		東部土木	
04101	青葉区	04206	白石市	04202	石巻市
04102	宮城野区	04208	角田市	04212	登米市
04103	若林区	04301	蔵王町	04214	東松島市
04104	太白区	04302	七ヶ宿町	04581	女川町
04105	泉区	04321	大河原町		
04203	塩竈市	04322	村田町		
04207	名取市	04323	柴田町	気仙沼土木	
04209	多賀城市	04324	川崎町	04205	気仙沼市
04211	岩沼市	04341	丸森町	04606	南三陸町
04216	富谷市				
04361	亘理町				
		北部土木			
04362	山元町	04213	栗原市		
04401	松島町	04215	大崎市		
04404	七ヶ浜町	04444	色麻町		
04406	利府町	04445	加美町		
04421	大和町	04501	涌谷町		
04422	大郷町	04505	美里町		
04424	大衡村				

【15, 16】 許可を受けている建設業 と 経営規模等評価等対象建設業

申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を該当する業種のカラムに記入し、経審を申請する業種はその下に「9」を記入してください。

【業種の略号】

(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業
(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業
(大)	大工工事業	(舗)	舗装工事業	(園)	造園工事業
(左)	左官工事業	(しゆ)	しゅんせつ工事業	(井)	さく井工事業
(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業
(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業
(管)	管工事業	(内)	内装仕上工事業	(解)	解体工事業
(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		

【17】 自己資本額

審査対象を「1. 基準決算」または「2. 2期平均」を任意で選択してください。

「1. 基準決算」を選択した場合は、その自己資本額を記載し、「2. 2期平均」を選択した場合は、右欄に基準決算と直前の審査基準日にそれぞれの自己資本額を記入し、その平均額（千円未満切捨て）を記載してください。

※金額が大きいほど評点が有利になりますが、あえて少ない金額を選択する場合には、余白にその旨を記載してください。

【18】 利益額（2期平均）

審査対象年度と前年度の営業利益と減価償却実施額を経営状況分析結果通知書から転記し、利益額の2期平均額（千円未満切捨て）を記載してください。

決算期の変更等があった場合には、換算処理をしてください。（13ページ「③決算日に変更がある場合」参考）

経営状況分析結果通知書に記載のない場合等は、「損益計算書」に記載の「営業利益」の額、法人税申告書別表16（1）及び（2）等に記載の「減価償却実施額」、また個人の減価償却実施額は所得税申告書に記載の額を記入してください。なお、減価償却額に該当のない場合は、「0」を記入してください。

【19】 技術職員数

別紙二「技術職員名簿」に記載した技術職員の人数を記入してください。

【20】 登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を実施した機関の登録番号と名称を記載してください。

2. 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）

- ・ 「計算基準の区分」欄は「1. 2年平均」または「2. 3年平均」を任意で選択してください。ただし、工事の種類ごとに変更することはできません。また、完成工事高と元請完成工事高で変更することもできません。
- ※ 金額が大きいほど評点が有利になりますが、あえて少ない金額を選択する場合には、余白にその旨を記載してください。
- ・ 下記の①～③を確認のうえ、経審を申請する業種の業種コードと工事の種類名を記入し、完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。
- ・ 申請業種数が多く、記入する用紙が2枚以上になる場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙にのみ記入してください。

【業種コード】

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
010	土木工事業	110	鋼構造物工事業	210	熱絶縁工事業
020	建築工事業	120	鉄筋工事業	220	電気通信工事業
030	大工工事業	130	舗装工事業	230	造園工事業
040	左官工事業	140	しゅんせつ工事業	240	さく井工事業
050	とび・土工・コンクリート工事業	150	板金工事業	250	建具工事業
060	石工事業	160	ガラス工事業	260	水道施設工事業
070	屋根工事業	170	塗装工事業	270	消防施設工事業
080	電気工事業	180	防水工事業	280	清掃施設工事業
090	管工事業	190	内装仕上工事業	290	解体工事業
100	タイル・れんが・ブロック工事業	200	機械器具設置工事業		

① 内訳業種の記載

土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鋼構造物工事業を申請する場合には、実績がなくとも必ず下記の対応する内訳業種の記載が必要です。

申請する業種	必要な内訳業種
010 土木一式工事	011 プレストレストコンクリート構造物工事
050 とび・土工・コンクリート工事	051 法面処理工事
110 鋼構造物工事	111 鋼橋上部工事

※内訳業種の完成工事高を合計金額に入れないようにご注意ください。

確認書類 直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）（38ページ参照）

※ 申請業種にプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事を含む場合のみ必要です。

② 土木一式工事・建築一式工事への合算

【一式工事に含む条件】を満たす場合に限り、【一式工事に含めることのできる専門工事】を土木・建築の各一式工事の実績に含めることができます。この場合、一式工事に含めた専門工事と完成工事高及び元請完成工事高について、それぞれの下余白又は別紙（任意様式）に内訳を記入してください。（37ページ参照）

なお、各一式工事に含めた専門工事は、審査対象の業種として申請することはできません。

【一式工事に含む条件】

- 土木工事業又は建築工事業について、建設業許可を有し、審査対象建設業としていること。
- 各専門工事業について、建設業許可を有していること。

【一式工事に含めることのできる専門工事】

010 土木工事一式	050 とび・土工・コンクリート工事 060 石工事 130 舗装工事 290 解体工事
020 建築工事一式	030 大工工事 040 左官工事 070 屋根工事 100 タイル・れんが・ブロック工事 190 内装仕上工事

③ 決算日に変更がある場合

決算日の変更があったときは、直近の審査基準日の前12か月分の完成工事高を審査対象事業年度の完成工事高として計上し(今年度の不足月数分を前年度分から加算),以下,12か月分ずつ前年度,前々年度から計上します。利益額も同様に換算処理をします。

換算処理を行った場合は、別途、計算の内容がわかる換算処理表（任意様式）を添付してください。

【換算処理の例（決算日を3月31日から6月30日に変更し、3年平均を選択する場合。）

○決算変更届

○経営事項審査

※審査基準日：R5.6.30

事業年度		完成工事高(千円)			事業年度	具体的な計算方法	完成工事高(千円)	
第5期	R2.4.1から R3.3.31まで	36,000	9か月分 3か月分 計12か月分 9か月分 3か月分 計12か月分 9か月分 3か月分 計12か月分	計12か月分 計12か月分 計12か月分	前々 審査対象 事業年度	R2.7.1から R3.6.30まで	(36,000/12×9か月) +(48,000/12×3か月) = 39,000	39,000
第6期	R3.4.1から R4.3.31まで	48,000			前 審査対象 事業年度	R3.7.1から R4.6.30まで	(48,000/12×9か月) +(60,000/12×3か月) = 51,000	51,000
第7期	R4.4.1から R5.3.31まで	60,000			審査対象 事業年度	R4.7.1から R5.6.30まで	(60,000/12×9か月) + 36,000 = 81,000	81,000
第8期	R5.4.1から R5.6.30まで	36,000						

3. その他の審査項目（社会性等）（別紙三）関係

【41】 雇用保険加入の有無

有：「1」 無：「2」 適用除外：「3」

確認書類 下記のすべて

①労働保険概算・確定保険料申告書または労働保険料等納入通知書

②労働保険料等保険料領収書（口座振替結果のお知らせ・電子納付完了通知）

※ 指定された納付時期の申告書・納入通知書及び領収書が必要です。一括支払の場合はその領収書等を提出してください。

※ 還付金により支払額が0円であった場合には、申告書等の支払金額欄をマーカーしてください。

審査基準日	申告年度	納付時期
4月～ 6月	審査基準日の属する年度 例：	7月（第1期） 口座振替の場合：前年度の1月（第3期）
7月～ 9月	審査基準日 ➡ 申告書の年度 R6/3/31 ➡ R5年度	7月（第1期） 口座振替の場合：9月
10月～ 12月	R6/4/30 ➡ R6年度	10月（第2期）
1月～ 3月		1月（第3期）

【42, 43】 健康保険・厚生年金保険加入の有無

有：「1」 無：「2」 適用除外：「3」

確認書類 被保険者標準報酬決定通知書・標準報酬月額相当額決定のお知らせ

※ 被保険者整理番号を黒塗りしてください。

※ 技術職員名簿記載者、技能者名簿記載者、CPD単位算出補助表記載者、公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者の常勤性の確認書類を兼ねますので、該当の氏名を蛍光ペ
ンでマーキングしてください。

※ 技術職員が10人以上の場合は、該当者の技術職員名簿の通番を氏名の横に記入してください。

※ 審査基準日ごとに指定された年度の通知書を提出してください。

審査基準日	通知書の発行年度
4月～8月	現年度の通知書が 届いていれば ➡ 現年度 届いていなければ ➡ 前年度 (例：審査基準日R5/4/30 ➡ 令和4年度の通知書でも可)
9月～3月	現年度 (例：審査基準日R6/3/31 ➡ 令和5年度の通知書)

※ 「3. 適用除外」の場合

確認書類 下記のすべて

①適用除外承認証（法人事業所の場合）

②国民健康保険（組合）被保険者証

【44】 建設業退職金共済制度加入の有無

有：「1」 無：「2」

確認書類 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）

※ 当該事業年度に証紙の払出実績がないと証明書が発行されません。この場合は、「無」となります。

【45】 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

有：「1」 無：「2」

確認書類 下記のいずれか。

①退職一時金制度への加入を証明する書面

（中小企業退職金共済制度，特定退職金共済団体制度，労働協約，就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程）

※ 常時10人以上の労働者を使用する場合は，就業規則の表紙に労働基準監督署の受付印が必要です。

②企業年金制度への加入を証明する書面

（厚生年金基金，確定拠出年金（企業型），確定給付企業年金，適格退職年金の契約書又は協定書）

【46】 法定外労働災害補償制度加入の有無

有：「1」 無：「2」

【加点の対象となる法定外労働災害補償制度】

次の全ての要件を満たすことが必要です。確認書類の要件記載箇所を蛍光ペンでマーキングしてください。

- 1：業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること
- 2：下請負人の職員も補償対象としていること
- 3：死亡及び後遺障害等級1級から7級までを対象としていること

確認書類 法定外労働災害補償制度の保険証券，加入証明書，加入者証

※ 保険期間（補償期間）が審査基準日時点を含むことが必要です。保険期間と審査基準日の前後関係によっては，最新の保険証券等ではなく，前年の保険証券等が対象になる場合があります。

（主要な発行元）

（公財）建設業福祉共済団，（一社）全国建設業労災互助会，（一社）全国労働保険事務組合連合会，全日本火災共済協同組合連合会，その他損害取扱保険会社

【47】 若年技術職員の継続的な育成及び確保

該当：「1」 非該当：「2」

- ・ 技術職員のうち35歳未満の若年技術職員数の割合が15%以上の場合が「該当」になります。
- ・ 右表に技術職員数・若年技術職員数・若年技術職員数の割合を記入してください。

【48】 新規若年技術職員の育成及び確保

該当：「1」 非該当：「2」

- ・ 技術職員のうち新規に技術職員となった35歳未満の若年技術職員の割合が1%以上の場合が「該当」になります。
- ・ 右表に新規の若年技術職員数とその割合を記入してください。

【49】 CPD単位取得数・技術者数

- ・ 「CPD単位取得数」の欄にはCPD単位算出補助表（40-41ページ参照）の合計欄の単位数を記入し、「技術者数」の欄には、CPD単位算出補助表に記載の人数を記入してください。CPD単位取得者がいない場合は技術職員名簿に記載の人数を記入してください。

確認書類 下記のすべて

- ①CPD単位算出補助表（40-41ページ参照）【宮城県ホームページからダウンロード】
- ②CPD単位取得者ごとの取得単位数を証明する書類
※ 認定機関の証明のあるものに限りません。（画面ハードコピー等不可）
- ③技術職員名簿記載者以外のCPD単位取得者の常勤性及び6か月超雇用の確認書類（23ページ参照）

【50】 技能レベル向上者数

- ・ 「技能レベル向上者数」の欄は、審査基準日以前3年間に技能レベルが1以上向上した技能者（例：レベル3→レベル4）の人数を記入してください。登録基幹技能者のように、初回評価でレベル4になった技能者も、評価日が審査基準日から3年前までであればレベル向上者に該当します。
- ・ 「技能者」は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に氏名が記載される者です。ただし、監理技術者や主任技術者としての施工の監理に係る業務のみに従事する者は除きます。（技能者名簿に記載した技能者の数）
- ・ 「控除対象者」は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた技能者の人数です。

確認書類 下記のすべて

- ①技能者名簿（様式第5号（改））（42ページ参照）【宮城県ホームページからダウンロード】
- ②能力評価（レベル判定）結果通知書
※ 認定機関の証明のあるものに限りません。（画面ハードコピー等不可）
※ 前年と変更がない技能者は、省略できます。
- ③技術職員名簿記載者以外の技能レベル向上者の常勤性及び6か月超雇用の確認書類（23ページ参照）

【51】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

えるぼし認定（1段階目）：「1」 えるぼし認定（2段階目）：「2」 えるぼし認定（3段階目）：「3」
プラチナえるぼし認定：「4」 非該当：「5」

確認書類 えるぼし認定等の基準適合一般事業主認定通知書

- ※ 通知書の通知日が審査基準日以前である必要があります。

【52】 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

くるみん認定：「1」 トライくるみん認定：「2」 プラチナくるみん認定：「3」 非該当：「4」

確認書類 くるみん認定等の基準適合一般事業主認定通知書

※ 通知書の通知日が審査基準日以前である必要があります。

【53】 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

ユースエール認定：「1」 非該当：「2」

確認書類 ユースエール認定の基準適合事業主認定通知書

※ 通知書の通知日が審査基準日以前である必要があります。

【54】 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

1：「全ての建設工事で実施」に該当 2：「全ての公共工事で実施」に該当 3：非該当

- ・ 審査基準日以前1年以内に変更契約を除く請負契約を直接締結した全ての建設工事又は全ての公共工事(軽微な工事や災害応急対策工事を除く)において、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)において現場契約情報の作成及び登録がなされていること及び、建設工事に従事する者がCCUSへの直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を整備している場合に、様式第6号を提出することで加点となります。
- ・ なお、現場契約情報の作成及び登録については、請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに実施するようにしてください。

※ 審査基準日が令和5年8月14日以降から適用されます。令和5年8月13日までの審査基準日の場合は「3：非該当」を選択してください。

確認書類 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)(43ページ参照)

【55】 営業年数

- ・ 初めて建設業の許可又は登録を受けた日から審査基準日までの期間(年未満は切捨て)を記入してください。なお、休業等の期間は含みません。
- ・ 右欄の「初めて許可(登録)を受けた年月日」にその日付を記入してください。
- ・ 休業期間等がある場合には、その期間を「休業等期間」に記入してください。

【56】 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

有：「1」 無：「2」

- ・ 平成23年4月1日以降に適用を受け、再生手続き終結の決定を受けていない場合は「有」を記入し、右欄の該当する欄に日付を記入してください。

確認書類 審査対象事業年度に再生手続き開始又は更生手続き開始の決定日を証明する書面
審査対象事業年度に再生手続き終結又は更生手続き終結の決定日を証明する書面

【57】 防災協定の締結の有無

有：「1」 無：「2」

【加点の対象となる防災協定の考え方】

建設業者が保有する技術力・資材を使って災害復旧等の活動を行うもの

→ 協定の実態が請負契約や期間委託契約であるもの、宅建業者、運送業者、測量・設計業者の経営資源を活用するもの、災害復旧に直接結びつかない物資供給を内容とするものは対象になりません。

確認書類 ①又は①+②

① 防災協定締結団体加入証明書（45ページ参照）

② 防災協定書

※ 防災協定締結団体加入証明書の証明年月日は審査基準日と同日であることが必要です。

※ 防災協定一覧（46－48ページ参照）に掲載されていない防災協定を締結している場合は、防災協定書を添付してください。

※ 申請者が単独で防災協定を締結している場合には、防災協定書を添付してください。

【58, 59】 営業停止処分、指示処分の有無

有：「1」 無：「2」

・ 審査対象年における処分の有無を記入してください。

【60】 監査の受審状況

・ 選択肢ごとに確認書類が異なります。

	確認書類
会計監査人の設置：「1」	①登記事項証明書 ②有価証券報告書又は監査報告書
会計参与の設置：「2」	①登記事項証明書 ③会計参与報告書 ※ 「監査役設置会社」では加点対象になりません。
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出：「3」	経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号） （49－54ページ参照） ※ 項番【61】の該当者（申請者に常時雇用される職員）が 自署 したものがが必要です。社外の有資格者の監査を受けている場合は加点対象になりません。
無：「4」	なし。

【61, 62】 公認会計士, 会計士補, 税理士, 1級・2級登録経理試験合格者等の数

- ・ 各資格の講習受講から5年後の年度末を経過していない場合に加点されます。
- ・ 常時雇用される職員であることが必要です。

確認書類 下記の全て

- ① **【61】 公認会計士, 会計士補, 税理士, 1級登録経理試験合格証書又は登録証**
【62】 2級登録経理試験の合格証書又は登録証
- ② **【61】 公認会計士, 会計士補, 税理士, 1級登録経理の講習修了証**
【62】 2級登録経理の講習修了証
- ③ **被保険者標準報酬決定通知書（【42】で添付）又は住民税特別徴収税額通知書**

※ 審査基準日が①の合格から5年経過した日が属する年度の3月31日を経過するまでの場合は、

①のみで加点対象となります。5年経過後は、②の講習修了から5年以内である必要があります。

※ なお、審査基準日が令和5年3月31日以前の場合は、講習を修了していなくても、試験合格だけで加点対象になります。

※ ③は該当者を**蛍光ペンでマーキング**してください。

※ 前年と変更がない場合であっても、確認書類の添付が必要です。

【63】 研究開発費

- ・ 項番【60】が会計監査人の設置：「1」の場合に限り、加点対象となります。
- ・ 該当する場合は、金額を記入してください。それ以外は「0」を記入してください。

確認書類 注記表（規則様式第17号の2）又は有価証券報告書

【64】 建設機械の所有及びリース台数

【確認書類】 ①④は必須。②③は該当する場合。

①建設機械の保有状況一覧表（55ページ参照）

②建設機械売買契約書等の建設機械の保有及び取得日が確認できるもの
（前年申請から新規に追加する機械がある場合）

③リース契約書（リース契約を締結している場合）

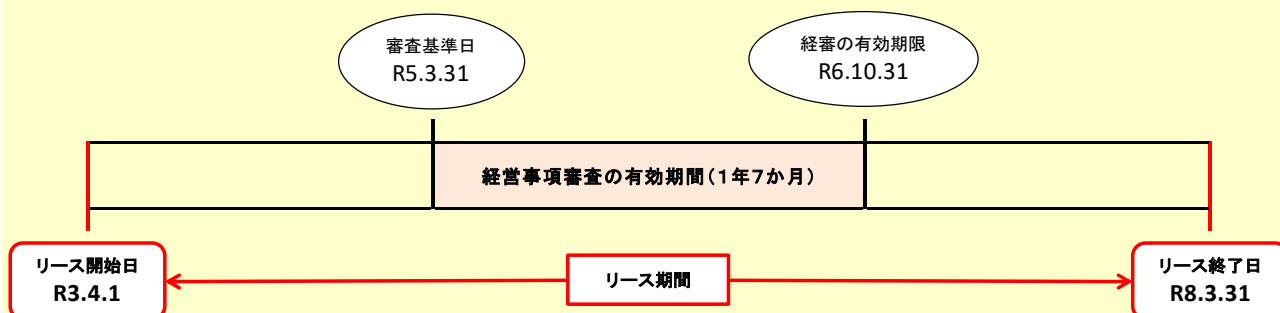
④建設機械自主点検表，移動式クレーン検査証，自動車検査証

※ 自主検査点検表は，検査年月日が審査基準日前1年間のものに限り，毎年提出が必要です。審査の時期によっては，最新の点検表・検査証ではなく，1年前のものが対象になる場合があります。なお，購入から1年以内の場合は，②のみ確認します。

※ リース契約の場合は，審査基準日から1年7か月以上のリース契約期間が定められている場合に限り，

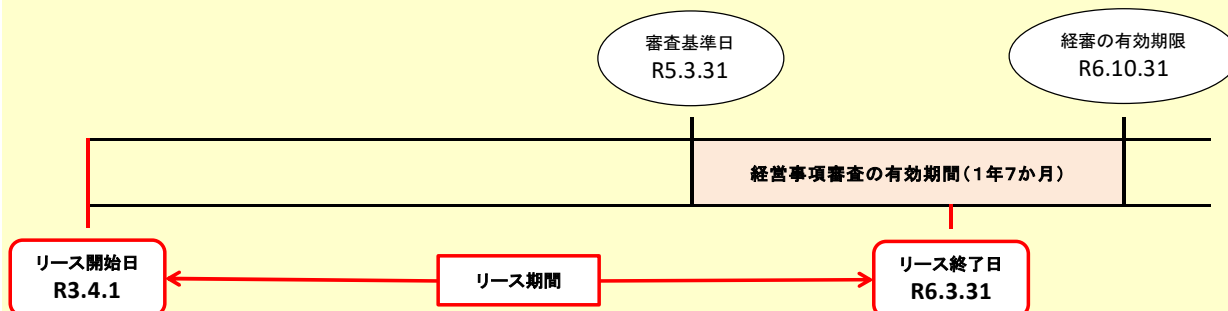
●評価対象となるリース契約の例（審査基準日が令和5年3月31日の場合）

※リース期間に，経営事項審査の有効期間が含まれているため，評価対象となります。



●評価対象とならないリース契約の例（審査基準日が令和5年3月31日の場合）

※リース期間に，経営事項審査の有効期間が含まれていないため，評価対象なりません。



【加点対象の建設機械と確認書類】

<p>ショベル系掘削機 (ショベル, バックホウ, ドラグライン, クラムシェル, クレーン又はパイルドライバ^ハの アタッチメントを有するもの)</p>	<p>特定自主検査記録表 (機械の型式及び検査年月日が表示さ れている箇所)</p>
<p>ブルドーザー (自重が3t以上)</p>	
<p>トラクターショベル (バケット容量が0.4m³以上)</p>	
<p>モーターグレーダー (自重が5t以上)</p>	
<p>締固め用機械 (ロードローラー(ハンドガイトローラー含む), タイヤローラー, 振動ローラー) ※コンパクト, ランマー等の自走能力がない特定自主検査の対象で はない機械は対象外。</p>	
<p>解体用機械 (ブレーカー, 鉄骨切断機, コンクリート圧砕機, 解体用つかみ機) ※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させる場合 で, 複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが記 載されている場合には, 重複して加点しない。</p>	
<p>高所作業車 (作業床の高さ2m以上)</p>	<p>移動式クレーン検査証</p>
<p>移動式クレーン (つり上げ荷重3t以上)</p>	
<p>ダンプ車 (ダンプフルトレーラ, ダンプセミトレーラ含む) ※【建】マークが無い場合も加点対象。ただし, 自動車検 査証の備考欄に「積載物は, 土砂等以外のものとする」等 の記載があり, 土砂等の運搬が制限されている車両は対象 外。</p>	<p>自動車検査証</p> <p>※車検証が「電子車検証」である場合 は, ICタグ内の「自動車車検証の有効 期間」「所有者の氏名・住所」「使用者 の住所」の情報を, アプリで情報を表 示させて印刷, 添付してください。</p>

【65】 エコアクション21の認証の有無

有:「1」 無:「2」

- ・ 「段階的認定」又は「サイト認証」であって, 認証の範囲に建設業が含まれない場合や, 一部の支店等に限定されている場合には, 加点対象となりません。

確認書類 一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」

※ 審査基準日が有効期間内に含まれている必要があります。

【66, 67】 ISO9001, 14001の登録の有無

- ・ 登録範囲に「建設業」が含まれ, 建設業法上の営業所が全て含まれていることが必要です。

確認書類 ISO認証登録証明書

技術職員名簿（別紙二）

- ・ 審査基準日時点において在籍する技術職員を記載してください。
- ・ ただし、審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係があり、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている必要があります。
- ・ 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている方は、定年後に再雇用に伴う社会保険等の資格再取得により6か月超の雇用期間が確認できない場合や、1年ごとの雇用契約更新といった雇用期間が限定されている場合であっても、技術職員として評価されます。（ただし、65歳以下に限る。）
- ・ 技術職員は上から年齢の若い順に記入してください。
- ・ 「業種コード」「有資格区分コード」は業種・技術職員資格区分コード表（57-60ページ参照）から選択する業種・資格のコードを記入してください。資格ごとに選択できる業種に制限がありますので、コード表を確認のうえ記入してください。
- ・ 1人の技術職員につき、2業種まで選択可能です。1つの資格で2つの業種を選択することも可能です。ただし、1人の技術職員で1業種に2つの資格を記載することはできません。
- ・ 前回申請時に記載した技術職員で、前回と「業種コード」「有資格区分コード」に変更のない場合は、通番の番号に「○」印を記入してください。
- ・ 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となったものに「○」印を記入してください。
- ・ 「講習受講」の欄は次の条件をすべて満たしている場合にのみ「1. 有」を選択できます。それ以外は、「2. 無」を記入してください。

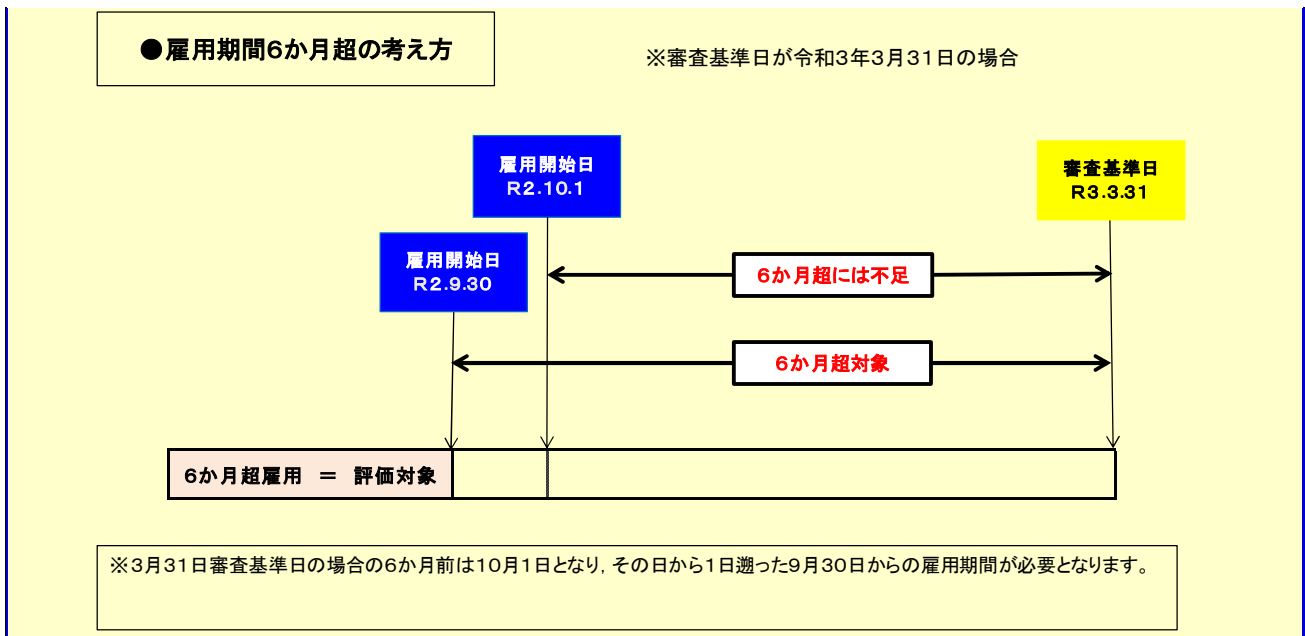
【講習受講「1. 有」の条件】

- ① 1級国家資格者相当（法第15条第2号イ）の者であること。
（業種・技術職員資格区分コード表の網掛けの資格取得者）
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- ③ 審査基準日に監理技術者講習の有効期間内であること。

- ・ 「CPD単位取得数」の欄は【項番49】の「CPD単位算出補助表」（40-41ページ参照）で算出された各技術職員の取得単位数を記入してください。
- ・ 技術職員数が31名以上の場合、2枚目以降の用紙に記入してください。

確認書類

- ① 保有する資格を証明する書面（別表【資格証明書一覧】（24ページ参照））
 - ※ 前年申請から変更がある者、新規に掲載する者について提出してください。
 - ※ 前年から変更がない場合は提出を省略できます。
ただし、**監理技術者証と監理技術者講習修了証は省略できません。**
- ② 常勤性を証明するもの（下記のいずれか）
 - ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（【42】で添付）
 - ※ 該当者を**蛍光ペンでマーキング**してください。
 - ※ 技術職員が10人以上の場合は、該当者の技術職員名簿の通番を氏名の横に記入してください。
 - ・ 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ
 - ・ 住民税の特別徴収に係る届け出又は役員給与等の内訳書
 - ※ 健康保険・厚生年金未加入者について、提出してください。
- ③ 6か月超の雇用期間を証明するもの（下記のいずれか）
 - ※ 新規に掲載する者について提出してください。前年から変更がない技術者は不要です。
 - ・ 健康保険被保険者証（記号・番号・保険者番号を黒塗り）
 - ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
 - ・ 役員給与等の内訳書又は賃金台帳及び出勤簿を審査基準日を含む7か月分
- ④ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（62ページ参照）、就業規則又は労働協約
 - ※ 対象者がいる場合のみ。



別表【資格証明書一覧】

資格の種別	確認書類
建設業法第7条第2号イ該当者 (指定学科卒業+実務経験3年又は5年)	下記の全て ・卒業証明書 ・実務経験証明書(61ページ参照)
建設業法第7条第2号ロ該当者 (実務経験10年)	実務経験証明書
建設業法第7条第2号ハ又は第15条第2号イ若しくはロ該当者 (大臣認定者ほか)	資格者証, 合格証明書又は国土交通大臣(建設大臣)認定書
監理技術者	下記の全て ・監理技術者資格者証 ・監理技術者講習修了証 ※ 受講年月日から5年後の12月31日を経過していないもの。
監理技術者補佐 (1級技士補+主任技術者)	下記の全て ・技術検定1級の第1次検定合格通知 ・主任技術者となる資格を証明する書類 ※ 本表の網掛け箇所の資格の種別に対応する必要書類
基幹技能者	登録基幹技能者講習修了証 ※ 受講年月日が審査基準日前5年以内のもの
認定能力評価基準レベル4技能者又はレベル3技能者	能力評価(レベル判定)結果通知書

VI. 行政書士による代理申請について

1 委任状の提出

- ① 委任状は各建設業者の申請ごとに作成し、委任状の日付は申請の日から3か月以内のものとする
こと。
- ② 委任の範囲は具体的に記載すること。
- ③ 委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載すること。

2 申請者の記載

- ① 申請者の欄は、証明書等を除き、行政書士の記名押印で可とする。
その際、上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）を必ず記載すること（申請者の押印は不要）。様式ごとの可否は下記のとおり。
＜代理人の記名押印で可なもの＞
 - ・ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書〔規則様式第25号の14〕の申請者欄＜代理人の記名押印は不可なもの＞
 - ・ 経営規模等評価申請手数料及び総合評定値請求手数料
 - ・ 宮城県収入証紙貼付用紙の申請者欄※ 経営状況分析申請の代理申請等の取扱いについては、各登録経営状況分析機関にお問い合わせ
してください。
- ② 申請書の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載すること。

3 経営規模等評価結果・総合評定値通知書の発送

申請代理人が経営規模等評価結果・総合評定値通知書の受領を委任されている場合には、当該申請代理人宛てに送付しますので、申請受付時に返信用封筒（申請代理人の宛名及び裏面に申請する全ての申請者名（建設業者名）及び許可番号を記載）を添付してください。

なお、封筒のサイズが長3の場合は切手の貼付は不要ですが、長3以外の封筒を添付される場合は、切手を貼付してください。

4 その他

行政書士が申請を代行する場合、申請者欄には申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）のみを記名してください。また、行政書士が代行及び書類作成も行った場合は、行政書士法施行規則第9条第2項の規定により、申請書の欄外に、書類作成者として行政書士名を記名して職印を押してください。この場合、委任状の提出は要しませんが、自ら申請代理人として申請書類の訂正等を行うことはできません。

VII. 経審の受審が必要な建設工事の発注機関一覧表

- 国
- 地方公共団体
- 公庫(沖縄振興開発金融公庫)
- 事業団(日本私立学校振興・共済事業団)
- 支払基金(社会保険診療報酬支払基金)
- 振興会(日本自転車振興会, 日本小型自動車振興会)
- センター(日本司法支援センター)
- 協会(日本放送協会, 公害健康被害補償予防協会, 地方競馬全国協会)
- 公社(地方住宅供給公社, 地方道路公社・土地開発公社)
- 組合等(土地区画整理組合, 土地改良区, 水害予防組合等)
- 政府関連企業(東京地下鉄(株), 東京湾横断道路建設事業者等)
- 国際空港(関西国際空港(株), 成田国際空港(株))
- 旧道路公団(首都高速道路(株), 東日本高速道路(株)等)
- 旧三公社等(日本たばこ産業(株), NTT各社, JR各社等)
- 国立大学(国立大学法人, 大学共同利用機関法人)
- 地方共同法人(日本下水道事業団)
- 独立行政法人, 地方独立行政法人
- 港務局
- その他(日本中央競馬会, 日本環境安全事業(株)など)

※ 詳細については、各発注機関に直接お問い合わせください。

[資料編]

経営規模等評価申請書／総合評定値請求書 提出書類チェックリスト

許可番号 04-	許可業者名
担当者氏名	電話番号
F A X	e-mail

- 結果通知書の受取方法 代理人行政書士宛て郵送
(送付先と会社名・許可番号を記載した長3封筒同封)
- 結果通知当日に県庁受け取り
(指定しない場合は申請者宛て郵送します。)

提出書類には✓又は■を、提出しない書類には×を付け、提出書類に同封してください。
提出書類は、本チェックリストの順に並べて提出してください。

【申請関係書類】

- 収入証紙貼付用紙
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票
※受付票の返送を希望する場合のみ。代理人が複数件を一括して提出する場合は、1枚にまとめること
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第25号の14）1枚目
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第25号の14）2枚目
- 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）
- その他の審査項目（社会性等）（別紙三）
- 技術職員名簿（別紙二）
- C P D単位算出補助表
- 技能者名簿（様式第5号（改））
- 建設機械の保有状況一覧表（別表1）
- 経営状況分析結果通知書（規則様式第25号の13）【原本】
- 課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書第一表
- 消費税納税証明書（その1）【原本】
- 委任状（行政書士が代理申請する場合）

【確認書類】（全て【写し】を提出）

1 工事種類別（元請）完成工事高

- 直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）

※申請業種にプレストレストコンクリート構造物工事, 法面処理工事又は鋼橋上部工事を含む場合のみ。

2 その他の審査項目（社会性等）（別紙3）

項番4 1

- 労働保険概算・確定保険料申告書（雇用保険） または 労働保険料等納入通知書（雇用保険）
 労働保険料等保険料領収書（指定された時期の領収印があるもの）または引落しの通知等

項番4 2

- 被保険者標準報酬決定通知書（被保険者整理番号をマスクング）

※ 技術職員名簿記載者, 技能者名簿記載者, 公認会計士, 会計士補, 税理士, 1級・2級登録経理試験合格者の氏名を蛍光ペンでマーキングすること

【3.適用除外】の場合

- 適用除外承認証（法人事業所の場合）
 国民健康保険（組合）被保険者証

項番4 4

- 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）

項番4 5

- 退職一時金制度への加入を証明する書面（中小企業退職金共済制度, 特定退職金共済団体制度等又は労働協約, 就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程）
 企業年金制度への加入を証明する書面（厚生年金基金, 確定拠出年金（企業型）, 確定給付企業年金等）

項番4 6

- 法定外労働災害補償制度の保険証券等

※ ①1～7等級別補償, ②通勤災害補償, ③下請事業者含めて補償の3点記載箇所を蛍光ペンでマーキングすること

項番5 1

- えるぼし認定, プラチナえるぼし認定の基準適合一般事業主認定通知書

項番5 2

- くるみん認定, トライくるみん認定, プラチナくるみん認定の基準適合一般事業主認定通知書

項番5 3

- ユースエール認定の基準適合事業主認定通知書

項番5 4

- 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書（様式第6号）

項番58

- 防災協定締結団体加入証明書（審査基準日を明記したもの）
- 防災協定書（手引きの防災協定一覧に記載が無い場合）

項番60

- 【1. 会計監査人の設置】【2. 会計参与の設置】の場合
- 登記事項証明書
- 有価証券報告書，監査報告書又は会計参与報告書
- 【3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出】の場合
- 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）

項番61, 62

- 公認会計士，会計士補，税理士，1級・2級登録経理試験の合格証書又は登録証
- 公認会計士，会計士補，税理士，1級・2級登録経理の講習修了証
- 被保険者標準報酬決定通知書（項番42で添付）

項番64

- 建設機械リース契約書 ※ リースにより建設機械を所持している場合
- 建設機械売買契約書 ※ 前年申請から変更（追加）がある場合
- 建設機械自主点検表（機械の型式及び検査年月日が表示されている箇所），移動式クレーン検査証，自動車検査証

項番65・66・67

- エコアクション21の認定・登録証
- ISO認証登録証明書

3 技術職員名簿・技能者名簿

★毎年提出

- 監理技術者資格者証，監理技術者講習修了証
- 被保険者標準報酬決定通知書（項番42で添付）
- 健康保険非加入者の常勤性を証明するもの（住民税の特別徴収に係る届出書，役員給与等の内訳書等）
- 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号），就業規則又は労働協約

★前年から変更・追加となった技術者・資格について提出

- 保有する資格を証明する書面（合格証明書，講習修了証，卒業証明書（学歴要件による場合））
- 実務経験証明書（規則様式第9号）
- 健康保険証の写し（記号・番号・保険者番号をマスキング）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- 住民税特別徴収に係る届出書，役員給与等の内訳書等常勤性及び6か月超の雇用期間を証明するもの
※ 役員かつ75歳以上の技術職員等，健康保険・雇用保険による証明ができない場合

★該当者がいる場合に提出

- CPD単位取得者の取得単位数を証明する書類 ※認定機関の証明に限る（画面ハードコピー等不可）
- 能力評価（レベル判定）結果通知書 ※認定機関の証明に限る（画面ハードコピー等不可）

提出前に必ず確認してください！

- 申込票はメールで送信済みですか？
- 工事種類別（元請）完成工事高の【項番34】審査対象事業年度・完成工事高の合計に記載の額が、課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書の①課税標準の額を超えていませんか？
※ 建設業の売上である完成工事高が、兼業の事業収入を含む課税標準額を超えることは原則ありません。
※ 完成工事高が、課税標準額を超える場合は、その旨を説明する資料(体裁は問いません。)が必要です。
(工事進行基準を採用しており、出来高分の課税を完成後に一括して申告する場合や、JVからの協定給与を不課税処理とするなど。)
- 指定された時期の雇用保険の領収書を添付していますか？
(例) 審査基準日 3月31日 ⇒ 1月31日引落し分の通知
- 消費税**の確定申告書の**第1表**を添付していますか？
(消費税の確定申告書の第二表や、法人税の確定申告書を添付していませんか？)
- 法定外労働災害の保険証券等には下記の内容が記載されていますか？
 - 通勤災害**も対象としていること
 - 下請負人**の職員も補償対象としていること
 - 死亡及び後遺傷害等級1級から7級**までを対象としていること
- 防災協定の加入証明書に記載の期日が審査基準日と一致していますか？
- 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の合格証は添付しましたか？
- 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の講習修了証は添付しましたか？
(修了証はR5,3,31までは省略可)
- 上記対象者の標準報酬決定通知書は添付しましたか？
(上記3点は前回から変更無くても添付が必要です。)
- 監理技術者資格者証は全員分添付しましたか？(前回から変更無しでも添付が必要です。)
- 監理技術者資格者証の交付年月日、講習受講年月日は、審査基準日以前の日付ですか？
- 監理技術者資格者証、講習受講修了証は審査基準日時点で有効期間内ですか？
(新しすぎたり、古すぎる監理技術者資格者証を添付していませんか？)
- 建設機械の特定自主検査実施年月日は、審査基準日以前の日付ですか？
(審査基準日以降の(新しすぎる)特定自主検査記録表を添付していませんか？)

最後に、このチェックリストの同封も忘れずに！

経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票

記載例

申請者名
又は代理人名 宮城県事業管理課建設（株）

F A X 番号 022-211-3292

許可番号	許可業者名	受付印 ※行政庁記入欄
9 9 9 9 9	宮城県事業管理課建設（株）	

記載例

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

令和 2年 9月 1日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

通常の申請の場合は、
再審査申立書のところを
二重線で消す。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記入しない。

地方整備局長
北海道開発局長
宮城県知事 殿

行政書士が作成を代理している場合、申請者欄に
2段書きで記名。
※行政書士の職印が必要。(25ページ参照)

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
株式会社宮城県建設
代表取締役 宮城太郎
宮城県仙台市青葉区中央1-1-1
宮城行政書士事務所
行政書士 仙台次郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号	
申請年月日	01	令和 00年 00月 00日	00	00	該当する許可番号が2つ以上あるときは、最も古いものを記入。
申請時 の許可 番号	02	大臣コード 04 国土交通大臣 宮城県知事 許可 (般-30) 第 98765号	00	00	許可年月日 平成 30年 04月 01日
前回の申請時 の許可番号	03	大臣コード 00 国土交通大臣 知事 許可 (般-00) 第 00000号	00	00	許可年月日 令和 00年 00月 00日 申請時の許可番号が、 前回申請時のものと異なる場合のみ記入。
審査基準日	04	令和 02年 03月 31日			
申請等の区分	05	1			8, 9ページを参照。
処理の区分	06	00			
法人又は個人の別	07	1 (1.法人) 0 (2.個人)	00000000 (千円)	00000000000000000000	資本金額又は出資総額 法人番号
商号又は名称 のフリガナ	08	ミヤギケンケンセツ			法人のみ記入。 法人の種類を表す略号については、フリガナを振らない。例:(カブ)は不要
商号又は名称	09	(株)宮城県建設			
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	10	ミヤギ タロウ			
代表者又は 個人の氏名	11	宮城 太郎			市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を記入。 なお、「丁名」、「番」及び「号」については「- (ハイフン)」を用いること。
主たる営業所の所在地 市区町村コード	12	04101			
主たる営業所の所在地	13	本町3-8-1			申請時に許可を受けている建設業が 一般建設業は「1」 特定建設業は「2」 を記入。
郵便番号	14	980-8570	電話番号	022-211-3116	
許可を受けている 建設業	15	22111111111111111111			(1. 一般) (2. 特定)
経営規模等評価等 対象建設業	16	99			審査を受けようとする建設業のカラムに「9」を記入。

記載例

金額は、千円未満の端数切捨て。

審査対象が「1. 基準決算」の場合は記載不要。

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13
 (千円) 2 (1. 基準決算)
 2. 2期平均

審査対象が「2. 2期平均」の場合
 平均値を記入。

基準決算	10320 (千円)
直前の 審査基準日	23567 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 13
 (千円) 11695 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)
 = 営業利益+減価償却実施額

利益額の2期平均を記入。
 $(①+②+③+④)/2 = \text{利益額(2期平均)}$

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 ① 9860 (千円)	営業利益 ③ 12740 (千円)
減価償却 実施額 ② 352 (千円)	減価償却 実施額 ④ 438 (千円)

原則として、経営状況分析結果通知書に記載の額を記入。
 ※ 決算期変更等があった場合は換算処理をして申請すること。

技術職員数 1 9 3 5
 (人) 3

別紙二「技術職員名簿」に記載された
 技術職員の人数を記入。

登録経営状況
 分析機関番号 2 0 3 5
 0 0 0 0 1

経営状況分析を受けた機関の名称

一般財団法人建設業情報管理センター

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先
 所属等 総務課 氏名 宮城 花子 電話番号 022-211-3116
 ファックス番号 022-211-3292

完成工事高の算定に用いた営業年度の中で最も古い開始日を記入。

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

金額は、千円未満の端数を切り捨て

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 29年04月 至 31年03月	審査対象事業年度 自 31年04月 至 02年03月	計算基準の区分 19 (1.2年平均) 2.3年平均
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 30年 4月 ~ 31年 3月	計算基準の区分「2.3年平均」を選んだ場合	
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 29年 4月 ~ 30年 3月	左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入。	
業種コード 32010	完成工事高 (千円) 29400	元請完成工事高 (千円) 28350	完成工事高 (千円) 25200
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 27,300 31,500	元請完成工事高計算表 26,250 30,450	完成工事高計算表 前々期 前期 今期 土木 26,250 23,100 21,000 とび・土工 5,250 1,050 3,150 舗装 0 3,150 1,050 合計 31,500 27,300 25,200
業種コード 32011	完成工事高 (千円) 0	元請完成工事高 (千円) 0	完成工事高 (千円) 10000
工事の種類 プレストレストコンクリート 構造物 工事	完成工事高計算表 0 0	元請完成工事高計算表 0 0	完成工事高計算表 前々期 前期 今期 土木 26,250 23,100 21,000 とび・土工 4,200 1,050 3,150 舗装 0 2,100 0 合計 30,450 26,250 24,150
	専門工事の完工高を一式工事の完成工事高に加える場合は、必ず内訳を明記すること。完成工事高・元請完成工事高それぞれの内訳が必要。※別紙で作成も可。		
業種コード 32020	完成工事高 (千円) 33075	元請完成工事高 (千円) 33075	完成工事高 (千円) 29400
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表 30,450 35,700	元請完成工事高計算表 30,450 35,700	完成工事高 (千円) 29400
業種コード 32	完成工事高 (千円) 0	元請完成工事高 (千円) 0	完成工事高 (千円) 0
工事の種類 審査対象建設工事以外の完成工事高の合計を記入。	完成工事高計算表 0	元請完成工事高計算表 0	完成工事高 (千円) 0
業種コード 33	完成工事高 (千円) 300	元請完成工事高 (千円) 300	完成工事高 (千円) 10000
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 450 150	元請完成工事高計算表 450 150	完成工事高 (千円) 10000
	合計値に内訳業種(例 プレストレストコンクリート構造物)を加えないよう注意!		
業種コード 34	完成工事高 (千円) 6275	元請完成工事高 (千円) 6175	完成工事高 (千円) 55600
工事の種類 合計	完成工事高 (千円) 6275	元請完成工事高 (千円) 6175	完成工事高 (千円) 55600

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

直前3年の各事業年度における工事施工金額
(経営事項審査用)

(税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額		
			プレストレストコンクリート 構造物工事	法面処理工事	鋼橋上部工事
第○期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共	100,000	10,000	200,000
		民間	0	3,000	0
	下請		0	7,000	50,000
	計		100,000	20,000	250,000
第△期 令和△年△月△日から 令和△年△月△日まで	元請	公共	80,000	20,000	0
		民間	0	0	0
	下請		0	10,000	0
	計		80,000	30,000	0
第□期 令和□年□月□日から 令和□年□月□日まで	元請	公共	60,000	15,000	80,000
		民間	0	0	0
	下請		0	10,000	20,000
	計		60,000	25,000	100,000
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共			
		民間			
	下請				
	計				
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共			
		民間			
	下請				
	計				

完成工事高を2年平均であれば、2期分、3年平均であれば、3期分記入。

該当する内訳業種の完成工事高を記入。金額は税抜。

記載要領

- この表には、申請する日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載すること。
- 記載すべき金額は、税抜とし、千円単位で表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 項番 4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 7 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位算出補助表に記載の技術者数。CPD単位取得者がいない場合は技術職員名簿に記載の人数

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
10 (人)	2 (人)	20%

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	10%

新規若年技術職員の育成及び確保 4 8 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 CPD単位算出補助表の合計欄の単位数を記入すること。 4 9 0 0 0 0 0 0 0 6 0 (単位)

技能レベル向上者数 技能者名簿で「レベル向上」欄に○が記載されている者の数 5 0 0 0 0 0 0 5 (人) 技能者数 9 10 1 5 (人) 控除対象者数 15 20 3 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 5 1 4 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 5 2 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 3 1 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 4 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

CPD単位算出補助表の合計欄の単位数を記入すること。

技能者名簿で「レベル向上」欄に○が記載されている者の数

技能者名簿の「控除対象」欄に○が記載されている者の数

技能者名簿に記載されている人数

審査基準日が令和5年8月13日以前の場合には「3」を記入すること。

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 5 2 5 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 6 2 [1.有、2.無]

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
令和 10年 11月 18日	年 月	
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 7 1 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 8 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 9 2 [1.有、2.無]

「3」を選択できるのは、公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験の合格者がいる場合のみ。

建設業の経理の状況

監査の受審状況 6 0 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 6 1 0 0 1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 2 0 0 2 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 6 3 0 0 0 0 0 0 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 4 1 0 (台)

建設機械の保有状況一覧表に記載した台数

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 5 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 6 1 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 7 1 [1.有、2.無]

CPD単位算出補助表

氏名	生年月日	所属CPD単位	空気調和・衛生工学 会	建設業振興基金	建設コンサ ルタント協会	全国測量設計業協 会	全国土木施工管理技 士会連合会	全日本建設技術協 会	土木・地質技術者生 理学会	土木学会	日本環境アセスメン ト協会	日本技士会
氏名	生年月日	所属CPD単位	換算値	換算値	換算値	換算値	換算値	換算値	換算値	換算値	換算値	換算値
宮城 孝太郎	平成2年2月1日	9					6	9				
2 仙台 真之介	昭和61年11月28日											
3 石巻 一郎	昭和41年3月7日	9										
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
#1 田嶋 一太郎	昭和35年7月30日	12										
#2												
#3												
#4												
#5												
#6												
#7												
#8												
#9												
#10												
合計												30

③「換算値」欄へ自動的に換算CPD単位数(上限30)が算出。

②審査対象年に取得した単位数を該当のCPD認定団体の「CPD単位数」欄に入力。

④「技術職員名簿」の「CPD単位数取得数」の欄に転記する。
複数の認定団体から取得したCPDがある場合は、換算値が最も大きい値が表示される。

①技術職員名簿の通番と対応させ、氏名・生年月日を記入。
(技術職員名簿で1番なら本表でも1番に記入)

技術職員名簿に掲載していない技術者でCPD取得者がいる場合は、この欄に氏名、生年月日を記入。

④合計値を「その他の審査項目(社会性等)」の項番49「CPD単位数取得数」に転記。

各技術者のCPD単位数は、取得した単位数をそのまま記入するのではなく、以下の計算式で算出された数値が経費のCPD単位数として認められます。

この表に各団体から認定された単位数を入力すると自動で計算されます。

【計算式】

審査対象年にCPD認定団体から認定された単位数

÷

右の別表のCPD認定団体毎に付されている係数

×

30

(例) 審査対象年に公益財団法人土木学会から25単位数認定された。
(計算式) 25 ÷ 50 × 30 = 15 (単位)

- ・小数点以下の端数は切捨て
- ・技術者1人が使用できる認定団体は1つのみ。
- ・複数の団体から認定を受けても、合算は不可。
- ・各技術者のCPD単位の上限は、換算後の単位数で30

CPD認定団体	係数
空気調和・衛生工学	50
建設業振興基金	12
建設コンサルタント協会	50
交通工学研究会	50
地盤工学	50
全国上下水道コンサルタント協会	20
森林・自然環境技術者教育研究センター	50
全国測量設計業協会連合会	20
全国土木施工管理技士会連合会	20
全日本建設技術協会	25
土木学会	50
日本環境アセスメント協会	50
日本技士会	50
日本建築士連合会	12
日本造園学会	50
日本都市計画学会	50
農業農村工学	50
日本建築士事務所協会連合会	12
建築師協会	12
日本建築業連合会	12
日本建築学会	12
建築設備技術者協会	12
電気設備学会	12
日本設備設計事務所協会	12
建築技術教育普及センター	12
日本建築構造技術者協会	12

CPD単位算出補助表

通番	氏名	生年月日	日本建築士連合会 CPD単位	日本通商学会 CPD単位	日本都市計画学会 CPD単位	農業農村工学会 CPD単位	日本建築士事務所協 会連合会 CPD単位	建築科協会 CPD単位	日本建設業連合会 CPD単位	日本建築学会 CPD単位	建築設備技術者協会 CPD単位	電気設備学会 CPD単位	日本設備設計事務所 協会 CPD単位	建築技術教育普及セ ンター CPD単位	日本建築構造技術者 協会 CPD単位	
1	齋藤 孝太郎	平成2年2月1日														
2	仙台 真之介	昭和61年11月28日														
3	石巻 一郎	昭和41年3月7日														
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
#1	齋藤 孝太郎	平成2年2月1日														
#2																
#3																
#4																
#5																
#6																
#7																
#8																
#9																
#10																
		合計														

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

(参考様式)

証 明 書

所 在 地

商号又は名称

許 可 番 号

代 表 者 名

上記の者は令和○年○月○日付けで（ 協定先（行政機関等） ）
との間で締結した（ 防災協定名 ）に基づいて災害応急活動等に
従事する者であることを証明する。

○年○月○日（審査基準日を記入）

○○○○協会（団体名）

会 長 ○○○○証印

経営事項審査上、加点対象として認められる防災協定一覧(令和4年12月現在)

No.	協定名	協定先 (行政機関等)	団体	協定締結日
1	災害時における東北地方整備局所管施設の災害 応急対策業務に関する協定	国土交通省 東北地方整備局長	(社)日本造園建設業協会	平成18年9月29日
2	災害時における東北地方整備局所管施設(機械 設備及び災害対策用機械)の災害応急対策業務 に関する協定	国土交通省 東北地方整備局長	(一社)日本建設機械施工協会	平成24年6月1日
3	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の 協力に関する協定書	宮城県知事	宮城県解体工事業協同組合理事長	平成11年3月31日
4	災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤 去等に関する協定書	宮城県知事	宮城県環境整備事業協同組合	平成18年11月29日
5	災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害 廃棄物の撤去等に関する協定書	宮城県知事	(社)宮城県生活環境事業協会会長	平成19年5月17日
6	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協 定書	宮城県知事	(社)宮城県産業資源循環協会会長	平成20年10月21日
7	災害時における応援・協力に関する協定書	宮城県知事	宮城県板金工業組合	平成22年1月22日
8	大規模災害時における応急対策業務の応援に関 する協定書	宮城県知事	(社)宮城県建設業協会会長	平成22年9月8日
9	災害時における応援協力に関する協定書	宮城県知事	(社)宮城県造園建設業協会会長	平成22年11月11日
10	災害時における応援・協力に関する協定書	宮城県知事	(社)宮城県消防設備協会会長	平成24年2月6日
11	災害時における被災住宅の応急修理に関する協 定書	宮城県知事	宮城県建設職組合連合会長 (一社)みやぎ中小建設業協会会長 宮城県優良住宅協会会長	平成24年10月23日
12	大規模災害時における応急対策業務の応援に関 する協定書	宮城県知事	(一社)宮城県空調衛生工事業協会理 事長	平成24年12月19日
13	港湾関係での災害発生時における応急対策業務 に関する包括的協定書	宮城県知事	(一社)海洋調査協会会長 (一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長 (一社)日本埋立浚渫協会東北支部長 (一社)日本海上起重技術協会東北支 部長 (一社)日本潜水協会会長 全国浚渫業協会日本海支部長 全国浚渫業協会日本支部長 東北港湾空港建設協会連合会長	平成28年2月29日
14	災害時における支援協力に関する協定書	宮城県知事	(一社)宮城県冷凍空調設備工業会理 事長	平成28年3月23日
15	災害時における電気工事等の応急対策に関する 協定書	宮城県知事	宮城県電気工事工業組合	平成28年11月10日
16	災害時における物資の供給等に関する協定書	宮城県知事	宮城県塗装業組合連合会	令和元年7月18日
17	大規模災害時における被害状況調査・応急措置 に係る応援協力に関する協定書	宮城県土木部長	(社)全国特定法面保護協会東北地方 支部長	平成19年7月4日
18	大規模災害時における建設発生日土の受入に係 る情報提供等に関する協定書	宮城県土木部長	宮城県建設発生日土リサイクル協同組 合理事長	令和1年8月9日
19	災害時における水道施設復旧支援協定書	白石市長	白石市管工事業協同組合理事長	平成18年5月15日
20	災害時等における応急対策の協力に関する協 定書	白石市長	白石市建設関連団体災害対策協議会 会長	平成18年10月1日
21	災害時等における水道施設復旧応援に関する協 定書	角田市長	角田市管工会長	平成13年8月1日
22	災害時のボランティア活動に関する協定書	角田市長	伊具建友会角田地域災害対策協議会 会長	平成18年10月12日
23	大規模災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定書	柴田町長	柴田町建設工事協議会代表	平成20年4月3日
24	災害時における上下水道施設応急復旧業務等の 応援に関する協定書	柴田町長	柴田町上下水道組合長	平成21年3月30日
25	大規模災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定書	柴田町長	柴田町電友会	平成21年3月30日
26	災害被害対応業務に関する防災協定書	村田町	村田町管工事組合	令和元年6月10日
27	災害時のボランティア活動及び資機材の提供に関 する協定	丸森町長	伊具建友会丸森地域災害対策協議会 会長	平成27年6月3日
28	災害時等における水道施設復旧応援に関する協 定書	丸森町長	丸森町管工会	平成27年1月5日
29	災害時における応急措置の協力に関する協定	仙台市長	(社)仙台建設業協会会長	平成3年9月1日 締結 平成30年2月9日 改訂

No.	協定名	協定先 (行政機関等)	団体	協定締結日
30	下水道管路施設の災害時復旧応援に関する協定	仙台市長	(社)日本下水道管路管理業協会東北支部長 全環衛生事業協同組合	平成18年1月1日 締結 令和2年1月29日 改訂
31	災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書	仙台市長	(一社)みやぎ中小建設業協会会長	平成23年4月1日
32	災害時における電気工事等の応急対策に関する協定書	仙台市長	仙台電気工事事業協同組合	平成31年3月22日
33	大規模災害時における主要公共施設等の宅内給水・排水設備の応急復旧措置に関する協定	仙台市長	宮城県管工業協同組合	平成19年11月12日
34	仙台市における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	仙台市長	(一社)仙台建設業協会 宮城県解体工事業協同組合 宮城県産業廃棄物協会仙台支部	平成30年4月5日
35	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	仙台市長	(一社)プレハブ建築協会	平成31年4月1日
36	下水道処理施設等の災害時復旧応援に関する協定	仙台市長	全環衛生事業協同組合	平成27年9月1日
37	災害時における応急対策業務に関する協定	仙台市長	(一社)日本建設業連合会東北支部	平成19年2月19日
38	公園緑地等に係る災害措置等の協力に関する協定	仙台市長	(一社)宮城県造園建設業協会	平成22年8月31日
39	大規模災害時における災害応援協力に関する協定	仙台市建設局長	(社)全国道路標識・標示業協会東北支部宮城県協会会長	平成22年1月18日
40	大規模災害時における災害応援協力に関する協定	仙台市建設局長	宮城県交通安全施設業協会会長	平成22年1月19日
41	災害時等における水道施設復旧等の応援に関する協定書	仙台市水道事業管理者	宮城県管工業協同組合理事長	平成9年4月1日
42	災害時における応急復旧に関する協定	仙台市交通局	(社)日本建設業連合会東北支部	平成17年4月1日締結 平成23年8月24日改訂
43	仙台市ガス局と仙台ガス工事協同組合との災害時応援協定書	仙台市ガス局	仙台ガス工事協同組合	平成18年12月22日
44	災害時における応急復旧活動等に関する協定書	塩竈市長	仙塩地区管工事業協同組合理事長	平成18年7月25日
45	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	塩竈市長	塩竈市災害防止協力会長 塩釜建設協議会長	平成20年2月19日
46	災害時等における応急措置及び復旧活動に関する協定書	名取市長	名取市災害応急措置協力会代表	平成17年12月27日
47	災害時応援協定書	名取市長	(社)宮城県造園建設業協会名取分会 会長	平成23年1月25日
48	災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書	名取市長	名取市水道指定店会長	平成24年5月25日
49	災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書	名取市長	名取市管工事業協同組合	平成27年4月24日
50	災害時における下水道施設復旧支援に関する協定書	名取市長	名取建友クラブ	平成25年11月5日
51	災害発生における消防活動に関する応援協定書	名取市消防本部	名取電気工事災害協力会	平成26年11月26日
52	災害時における応援協力に関する協定書	多賀城市長	多賀城市建設災害防止協議会長	令和2年8月3日
53	災害にかかわる応急措置等の協力に関する協定	岩沼市長	岩沼市水道工事業協同組合	平成27年6月29日
54	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書	岩沼市長	宮城県解体工事業協同組合	平成22年3月29日
55	災害時における応急措置の協力に関する協定	富谷町長	くろかわ商工会富谷事務所長	平成21年12月14日
56	災害時における水道施設復旧応援に関する協定書	亘理町長	亘理町水道工事指定業者連絡協議会 会長	平成16年4月27日
57	松島町災害対策業務に関する協定書	松島町長	松島地区災害防止協議会長	平成30年6月1日
58	水道施設災害時における応急復旧業務等に関する協定書	松島町長	松水会長	平成24年1月27日
59	災害時応急対策業務に関する協定書	七ヶ浜町長	七ヶ浜町建設安全協力会長	平成21年4月1日
60	利府町災害対策支援業務に関する協定書	利府町長	利府町建設災害防止協議会長	平成23年4月1日
61	災害時における応急措置の協力に関する協定	大和町長	大和町災害対策協力会長	平成16年8月27日
62	災害時における応急措置の協力に関する協定	大郷町長	大郷地区建設災害防止協議会長	平成23年12月9日

No.	協定名	協定先 (行政機関等)	団体	協定締結日
63	災害時における応急措置の協力に関する協定	大衡村長	大衡村災害応急措置協力会	平成16年2月2日
64	災害時における水道施設復旧応援体制に関する協定書	栗原市長	栗原市管工事協会会長	平成19年2月1日
65	災害時における応援体制等に関する協定書	栗原市長	(社)宮城県建設業協会栗原支部長	平成19年3月9日
66	災害時等における水道施設復旧応援体制に関する協定書	大崎市長	大崎市管工事業協同組合理事長	平成18年6月2日
67	災害等応急対策の協力に関する協定書	大崎市長	大崎市建親会長	平成18年7月26日
68	災害等応急対策の協力に関する協定書	大崎市長	(社)宮城県造園建設業協会大崎分会 長	平成19年8月28日
69	災害時における応急対策の協力に関する協定書	大崎市長	舗装事業おおさき安全協議会長	平成22年3月15日
70	災害時における電気復旧工事等応急対策の協力に関する協定書	大崎市長	古川電気工事協同組合理事長	平成26年3月11日
71	災害にかかる応急措置等及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	色麻町長	色麻町建友会長 色麻町建設業組合長	平成20年2月19日
72	災害にかかる応急措置等の協力に関する協定	加美町長	加美町建親会長	平成17年12月27日
73	災害時等における応急対策等の協力に関する協定書(災害時応急対策等協力協定)	涌谷町長	涌谷町建親会長	平成18年11月24日
74	災害発生時における支援活動に関する協定書	美里町長	美里町商工会長	平成20年5月16日
75	災害時における応急対策業務に関する協定書	石巻市長	石巻市災害防止連絡協議会長	平成17年11月29日
76	災害時における応急対策業務に関する協定書	石巻市長	石巻市災害防止協会長	平成26年9月9日
77	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書	石巻市長	宮城県解体工事業協同組合	平成14年3月13日
78	下水道関連施設災害時応急対策業務の応援に関する協定書	石巻市長	石巻市下水道関連災害対策連絡協議 会	平成19年11月29日
79	災害時における応急復旧活動等に関する協定書	石巻地方広域水道 企業団企業長	石巻広域管工事業協同組合理事長	平成26年8月28日
80	災害時応援体制協定書	登米市長	登米市管工事業協同組合理事長	平成18年4月1日
81	災害時における応援体制等に関する協定	登米市長	登米電気工事業協同組合	平成20年1月30日
82	災害時における応援体制等に関する協定書	登米市長	(社)宮城県建設業協会 登米支部長	平成20年12月22日
83	災害時における応援体制等に関する協定書	登米市長	登米町災害対策協議会長	平成21年5月18日
84	災害時における応援体制等に関する協定書	登米市長	東和町建設業協会会長	平成21年5月19日
85	災害時における応援体制等に関する協定書	登米市長	中田建設業協会会長	平成21年6月23日
86	災害時における応援体制等に関する協定書	登米市長	南方建設協力会長	平成21年9月17日
87	災害時における応援体制等に関する協定書	登米市長	迫町建設業協会会長	平成21年10月7日
88	災害時における応援体制等に関する協定書	登米市長	津山町災害対策協議会長	平成22年1月7日
89	災害時における応援体制に関する協定書	登米市長	登米市豊里町建設業協会会長	平成22年7月29日
90	災害時における応援体制等に関する協定書	登米市長	登米市東部建設業協議会長	平成22年7月29日
91	災害時における応援体制に関する協定書	登米市長	米山町建設業協会会長	平成22年11月8日
92	災害時における応援体制に関する協定書	登米市長	登米市石越町建設業協会会長	平成24年3月26日
93	災害時における応急措置の協力に関する協定書	東松島市長	東松島市建設業協会会長	平成19年7月1日
94	災害時における応急対策業務に関する協定書	女川町長	女川建設組合長	平成17年4月1日
95	災害時における応急対策業務に関する協定書	女川町長	女川町土木協会会長	平成17年4月1日
96	大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定書	気仙沼市長	気仙沼災害復旧・復興推進協力会	平成28年3月28日
97	災害時における応急対策業務に関する協定書	南三陸町長	南三陸町建設業協会	平成20年4月9日
98	災害時における下水道施設応急復旧活動等に関する協定書	南三陸町長	南三陸町上下水道工事組合	平成30年9月20日
99	災害時における水道施設応急復旧活動等に関する協定書	南三陸町長	南三陸町上下水道工事組合	平成18年11月21日

上記の防災協定以外に市町村等と締結した防災協定がございましたら、協定書の写しを宮城県土木部事業管理課まで御提供ください。内容を確認し加対象となる場合には、今後の「経営事項審査の手引き」改定の際に一覧に反映いたします。

(参考)

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

宮城県知事 殿

年 月 日

商号又は名称

所属・役職

氏名【自署】

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。

(参考)

	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

(参考)

金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。

(参考)

	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。

(参考)

	<p>分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。</p>
	<p>JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。</p>
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>収益及び費用の計上基準</p>
	<p>会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。</p>
	<p>当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。</p>

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日: 令和4年11月30日

審査基準日を記入

通番	建設機械の種類	メーカー名	型式, 型番 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有 又は リース	取得日 又はリース期間	特定自主検査実施日 又は有効期間満了日
1	ブルドーザー	〇〇〇	△△△	4 t	所 り	R2.4.1 ~ R7.3.31	令和5年 3月 1日
2	ショベル系掘削機	〇〇〇〇	△△△△	バックホウ	所 り	H29.4.1 ~	令和5年 3月 1日
3	締固め用機械	〇〇〇〇	△△△△	ロードローラー	所 り	R1.8.1~	令和5年 3月 1日
4	高所作業車	〇〇〇〇	△△△△	6 m	所 り	R2.4.1 ~ R7.3.31	令和5年 3月 1日
5					所 り	~	年 月 日
6					所 り	~	年 月 日
7					所 り		
8					所 り	~	年 月 日
9					所 り	~	年 月 日
10					所 り	~	年 月 日
11					所 り	~	年 月 日
12					所 り	~	年 月 日
13					所 り	~	年 月 日
14					所 り	~	年 月 日
15					所 り	~	年 月 日

所有機械は取得日
リースはリース期間

特定自主検査は検査実施日
車検証は有効期限

【記入要領】

- 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械、高所作業車のいずれかを記入すること。
- 「種別又は規格」欄は、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。
 - 「ショベル系掘削機」(加点対象:ショベル, バックホウ, ドラグライン, クラムシェル, クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)にあつては、ショベル, バックホウ, ドラグライン, クラムシェル, クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨(例:バックホウ)
 - 「ブルドーザー」(加点対象:自重3トン以上)にあつては、自重(例:3.89トン)
 - 「トラクターショベル」(加点対象:バケット容量が0.4立方メートル以上)にあつては、バケット容量(例:1.2立方メートル)
 - 「モーターグレーダー」(加点対象:自重が5トン以上)にあつては、自重(例:10.0トン)
 - 「移動式クレーン」(加点対象:つり上げ荷重3トン以上)にあつては、つり上げ荷重(例:7.0トン)
 - 「ダンプ車」(加点対象:自動車検査証に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」の記載があり、土砂等の運搬に供されるもの。自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載がある場合は対象外)にあつては、車両総重量又は最大積載量(例:最大積載量9,000kg)
 - 締固め用機械(加点対象:ロードローラー(ハンドガイドローラー含む)、タイヤローラー、振動ローラー)にあつては、ロードローラー、ハンドガイドローラー、タイヤローラー、振動ローラー(例:ロードローラー)
 - 解体用機械(加点対象:ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機、解体用アタッチメント)にあつては、ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機、解体用アタッチメント(例:解体用つかみ機)
 - 高所作業車(作業床の高さが2m以上)にあつては、作業床の高さ
- 「所有又はリースの別」欄は、あてはまる方を○で囲むこと。
- 「取得日又はリース期間」欄には、自社所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。
- 「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」と「ダンプ車」は有効期間の満了日を記入すること。
- 所有台数が15台を超える場合は、枠の追加等を行うこと。

資格区分		コード	建設業の種類																													
[資格取得後に必要な実務経験年数]			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
ALC技能者能力評価基準												○																				
土工技能者能力評価基準																																
その他(実務経験要件の緩和)		099	○				○																									

1(2業種以内)

各資格において、数字(1～5)又は○が記載されている業種が選択可能な業種であり、数字は評点を示している。

で表示した資格は、監理技術者資格者証に保有し、かつ、有効期間内の監理技術者講習受講者である場合、1点加算され6点になる。

※・・・平成28年度以降に合格した者、又は平成27年度以前に合格して解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講をした者

(技術士法に基づく資格にあっては、資格取得日に開けらるる解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要)

1●・・・実務経験3年が必要。

1○・・・実務経験5年が必要。

実務経験証明書

下記の者は、 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 _____

被証明者との関係 _____

記

技 術 者 の 氏 名	生年月日	使用された期間	年 月から 年 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称			
職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由			合計 満 年 月

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

宮城県の経営事項審査に関するお問い合わせ

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 行政庁舎8階

電話:022-211-3116

FAX:022-211-3292

ホームページアドレス : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>

E-mail : d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp